

# 平成19年度 要介護認定適正化事業

平成20年5月2日

## 認定適正化専門員 岩名礼介

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社副主任  
研究員

# 要介護認定適正化事業の背景

- 要介護認定は全国どこで申請しても統一された基準に基づいて審査されることが基本原則。
- 実態として、地域間格差が認められる。
- どのようなメカニズムで地域間格差が生じているかは明らかではなかった。
  - 介護認定審査に関するバラツキの原因を把握
  - 介護認定審査会内でのバラツキを解消するための技術的な助言を行う

# 要介護認定適正化事業

目的：適正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進

- 各都道府県・市町村等からの要請に基づき、認定適正化専門員を派遣
- 対象市町村の現状を確認した後、認定適正化専門員による介護認定審査会の運営現場における技術的助言
- 認定適正化専門員は1グループ3-4名程度
- 19年度は78の審査会を訪問

# 事業の実施概要

## ■ 実施概要

- 訪問期間：平成19年7/30～平成20年2/28
- 訪問都道府県数：43都道府県
- 訪問箇所数：78審査会
- 傍聴合議体数：112合議体
- 傍聴審査件数：3,158事例

# 事業実施審査会リスト

|       |             |
|-------|-------------|
| 7月30日 | 彦根市         |
| 7月31日 | 豊明市         |
| 8月2日  | 宿毛市         |
| 8月7日  | 防府市         |
| 8月9日  | 鳥取県東部行政管理組合 |
| 8月15日 | もとす広域連合     |
| 8月16日 | 阿久比町        |
| 8月17日 | 岡崎市         |
| 8月20日 | 川崎市（川崎区）    |
| 8月21日 | 筑後市         |
| 8月23日 | 加賀市         |
| 8月27日 | 茨木市         |
| 8月28日 | 諫早市         |
| 9月3日  | 大牟田市        |
| 9月4日  | 四国中央市       |
| 9月6日  | 上三川町        |
| 9月7日  | 渋川市         |
| 9月10日 | 川崎市（中原区）    |
| 9月11日 | 平戸市         |
| 9月14日 | 北アルプス広域連合   |
| 9月18日 | 南那須広域行政事務組合 |
| 9月19日 | 新居町         |

|        |          |
|--------|----------|
| 9月20日  | 川崎市（幸区）  |
| 9月25日  | 松浦市      |
| 9月27日  | 彦根市（2回目） |
| 10月3日  | 壱岐市      |
| 10月5日  | 八幡市      |
| 10月9日  | 荒川区（1回目） |
| 10月11日 | 多治見市     |
| 10月15日 | 守谷市      |
| 10月16日 | 呉市       |
| 10月17日 | 金沢市      |
| 10月19日 | 日向市      |
| 10月23日 | 田村市      |
| 10月25日 | 鹿角市      |
| 10月26日 | 尼崎市      |
| 10月30日 | 伊予市      |
| 11月1日  | 広島市      |
| 11月1日  | 荒川区（2回目） |
| 11月5日  | 宇治市      |
| 11月6日  | 盛岡市      |
| 11月7日  | 仙台市（1回目） |
| 11月8日  | 二本松市     |
| 11月9日  | 相模原市     |

|        |             |
|--------|-------------|
| 11月12日 | 荒川区（3回目）    |
| 11月13日 | 高島町         |
| 11月14日 | 足立区         |
| 11月15日 | 七尾市         |
| 11月20日 | 仙台市（2回目）    |
| 11月21日 | 山口市         |
| 11月22日 | 那覇市         |
| 11月26日 | 気仙沼市        |
| 11月27日 | 下妻市         |
| 11月28日 | 沖縄県介護保険広域連合 |
| 11月30日 | 生駒市         |
| 12月4日  | 徳島中央広域連合    |
| 12月6日  | 江東区         |
| 12月10日 | 泉南市         |
| 12月12日 | 市川市         |
| 12月13日 | 世田谷区        |
| 12月14日 | 大里広域市町村圏組合  |
| 12月17日 | 秩父広域市町村圏組合  |
| 12月18日 | 笛吹市         |
| 1月8日   | 岡山市         |
| 1月9日   | 柏原市         |
| 1月10日  | 苫小牧市        |

|       |              |
|-------|--------------|
| 1月16日 | 美馬地区介護認定審査会  |
| 1月17日 | 雲南広域連合       |
| 1月21日 | 石川町          |
| 1月22日 | 美里町          |
| 1月24日 | 鹿児島市         |
| 1月30日 | 船橋市          |
| 2月1日  | 志木市          |
| 2月4日  | 練馬区          |
| 2月5日  | 臼津広域連合       |
| 2月7日  | 名古屋市（熱田区）    |
| 2月7日  | 高岡市          |
| 2月13日 | 和歌山市         |
| 2月14日 | 福岡県介護保険広域連合  |
| 2月14日 | 名古屋市（南区）     |
| 2月18日 | 小豆地区広域行政事務組合 |
| 2月19日 | 新宮市          |
| 2月20日 | 名張市          |
| 2月26日 | 佐賀中部広域連合     |
| 2月27日 | 倉敷市          |

# 事業実施内容

- 市町村等の要請に応じて、厚生労働省及び要介護認定適正化事業事務局の認定適正化専門員が訪問
- 訪問に際し、各自治体ごとのデータをまとめたレポートを送付



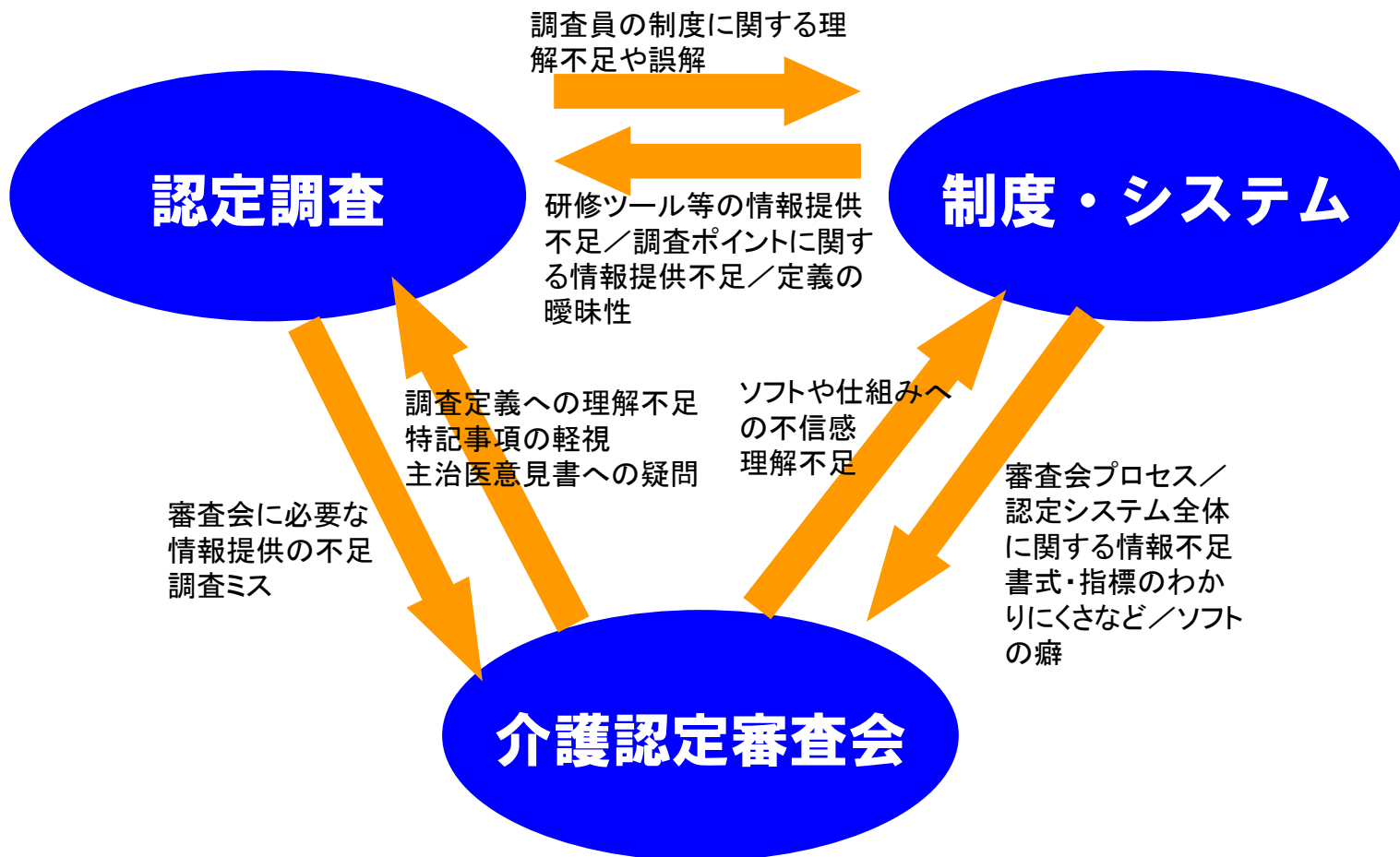
- 事務局への事前ヒアリング
  - 審査会の傍聴
  - 審査会委員との意見交換
- 審査会の抱える問題点の把握



- 事務局との協議
- 問題点とその改善方法の提示、適切な審査会運営のための助言・情報提供
- プロセスの適正化を通じて合議体間のバラツキを修正

# 適正化における3つの改善領域

- 適正化推進のためには3つの領域における同時並行の改善が必須。



# 個別の調査項目について

## ■ 皮膚疾患(第4群1-イ)

- 現行のルールでは水虫などの軽微な皮膚疾患などでのチェックも認められている。
- チェックをすることで基準時間に大きな影響を与える場合があるが、介護の手間が明らかでないケースも少なくない。たとえば魚の目や乾燥肌など、対応が軽微と思われるもの。
- 重度の火傷や、開放創など、一定の処置や介護の手間や特別の配慮を必要とするものは例外的なものであり、特記事項で対応可能ではないか。

## ■ つめ切り(第5群1-エ)

- 定義上は「日頃からその行為を自分で行っているかどうか」で判断する項目。
- 本人に能力があるものの、デイサービス等でケアの一環として「全介助」されている場合がある。能力勘案は認められているが、現場では能力ありでも全介助とするケースが多々見られる。



# 個別の調査項目について

## ■ 飲水(第4群4)

- 定義上の取扱について現場で混乱が見られる。
- 水筒／ペットボトルor コップ／湯飲みという用いられるモノに基づく客観的な判断と、適切量の適正な判断や口渇感の訴えなど判断が分かれやすい基準が混在。
- 複数の基準が組み合わさっているため、すべての介助区分で重複感があり、わかりにくいとの指摘が多い。

## ■ 火の不始末(第7群-ソ)

- 火の不始末を未然に防ぐことを目的とした「見守り」の必要性を二次判定で大きく加味する場合が見られる。
- 一般に認定調査における「見守り」は、ある特定の行為(例えば着脱等)を行っている際の見守りであり、火の不始末が起こらないかどうかを予防的に「見守っている時間」とは区別されるべきではないか。
- 同様の問題は「徘徊」などにも見られる。

# 要介護1相当の振り分けについて

- 訪問したほぼ全ての審査会から改善要望が出された。
- プロセスでは「廃用の程度」が「比較的軽度」であるか、「それ以外」であるかを吟味することとされているが、実質的には「状態の安定性」のみで振り分けが行われる。
- したがって「廃用の程度」の吟味には意味がない、あるいは混乱要因であるとの指摘がなされている。
- あわせて、「介護給付相当」「予防給付相当」の表示も議論を混乱させる一因との指摘がある。

# 要介護1相当の振り分けについて

- 「状態不安定」は、未来の予測を行うもので、審査委員によって判断が分かれやすい。
- 6ヶ月以内に誰もが悪化する可能性があるといえる一方、「6ヶ月後に悪化すると予測する根拠」を明示することは困難。
- 振り分けの判定にかかる審査時間が必要となることから、全体の審査の長時間化が進んでいる。審査会のキャパシティからみてもプロセスの簡略化または明確化が必要ではないか。

# 運動機能の低下していない認知症 高齢者(いわゆるレ点)の取扱

- 一次判定は基準時間を尺度として表示しているにも関わらず、レ点の取扱は「段階」を基準としており、両者が整合していない。
- 基準時間を原則とした制度として運営するのであれば、「段階」ではなく、「時間」での加算で評価を行うべきではないか。

# 特別な医療

- 基準時間が加算方式にて評価されるため、1項目のチェックでも一次判定結果が変更されることがある。
- 特に、「透析」は要介護1相当でも出現するが、居宅の場合は、医療機関への通院で(医療保険の適用に基づき)行われており、介護の手間と直接関連していない場合が見られる。

特別な医療における基準時間の加算分数

| 項目名     | 時間(単位:分) | 項目名      | 時間(単位:分) |
|---------|----------|----------|----------|
| 点滴      | 8.5      | 気管切開の処置  | 5.6      |
| 中心静脈栄養  | 8.5      | 疼痛の看護    | 2.1      |
| 透析      | 8.5      | 経管栄養     | 9.1      |
| ストーマの処置 | 3.8      | モニター測定   | 3.6      |
| 酸素療法    | 0.8      | じょくそうの処置 | 4.0      |
| レスピレーター | 4.5      | カテーテル    | 8.2      |

# 審査会負担の軽減の必要性

- 審査委員／認定調査員の確保は各地で困難を極めている。
- 財政削減により審査会事務局職員の増員は期待薄である。
- 審査件数は増加傾向にあり、審査会のキャパシティーは限界に近づきつつある。また、過剰負荷が事務局のチェック体制に悪影響を及ぼしているとの指摘もある。
- 調査項目数も含め、全体の負担軽減が必要ではないか。